

九州大学国際交流会館規則

平成16年度九大規則第98号
制定：平成16年4月1日
最終改正：令和6年2月8日
(令和5年度九大規則第26号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学国際交流会館（以下「国際交流会館」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 国際交流会館は、外国人留学生（以下「留学生」という。）及び九州大学（以下「本学」という。）において教育研究に従事する外国人研究者に対し居住の場を提供し、併せて国際交流の促進に資する事業を行うことを目的とする。

(施設)

第3条 国際交流会館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 井尻国際交流会館
- (2) 馬出国際交流会館
- (3) 筑紫国際交流会館
- (4) 福岡市国際会館
- (5) セトルインターナショナル

(審議機関)

第4条 国際交流会館の管理運営に関する事項は、国際交流委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(入居資格)

第5条 国際交流会館に入居することができる者は、本学に在学する留学生とする。

2 前項の規定にかかわらず、総長が適当と認めた者は、国際交流会館に入居することができる。

(入居期間)

第6条 国際交流会館の入居期間は、1月以上1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、総長が認めるときは、1年以内に限り、入居期間を延長することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、総長が認め、かつ、空室がある場合は、入居期間を1月未満とすることができる。

(入居の申請)

第7条 国際交流会館に入居を希望する者は、入居申請書を総長に提出しなければならない。

(入居の許可)

第8条 総長は、前条の入居の申請があった場合には、速やかに選考し、入居を許可するものとする。

2 総長は、前項の許可をしたときは、申請者に入居許可書を交付する。

(入居期間の延長手続)

第9条 第6条第2項の入居期間の延長の申請及び許可については、前2条の規定を準用する。

(入居)

第10条 国際交流会館への入居を許可された者は、所定の期日までに入居し、入居届を提出しなければならない。

(入居許可の取消し)

第11条 総長は、入居を許可された者が正当な理由がなく所定の期日までに入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

(寄宿料)

第12条 国際交流会館への入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、寄宿料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の留学生のうち、別に定める教育・交流プログラム

で受け入れ、かつ、入居者となる留学生は、本学と共同の借主になることができる。この場合において、本学は借主として寄宿料を立て替えて納付する。

3 寄宿料の額及び徴収方法については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号）の定めるところによる。

4 既納の寄宿料は、返還しない。

（光熱水料等）

第13条 入居者は、前条第1項の寄宿料のほか、個人の生活のために使用する電気、ガス及び水道の料金その他別に定める経費（以下「光熱水料等」という。）を負担しなければならない。

2 前項の光熱水料等の額及び徴収方法については、別に定める。

（施設等の保全）

第14条 入居者は、国際交流会館の施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を適正に使用するとともに、その保全に努めなければならない。

（禁止事項）

第15条 入居者は、国際交流会館の施設等を使用するに当たっては、次に定める行為をしてはならない。

(1) 住居の全部又は一部を許可された者以外の者に貸与すること。

(2) 住居に許可された者以外の者を宿泊させること。

(3) その他施設等を許可された目的以外に使用すること。

（損害賠償等）

第16条 入居者は、その責に帰すべき事由により、国際交流会館の施設等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（退去）

第17条 入居者は、次のいずれかに該当するときは、国際交流会館を直ちに退去しなければならない。

(1) 入居期間が満了したとき。

(2) 入居資格を喪失したとき。

(3) 次条第1項に規定する退去を命ぜられたとき。

2 第10条に規定する入居者は、退去しようとするときは、退去届を提出しなければならない。

（退去処分）

第18条 総長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、退去を命ずるものとする。

(1) 第15条各号に掲げる行為を行ったとき。

(2) 寄宿料、施設使用料又は光熱水料等の納付を怠り、督促しても納付しないとき。

(3) 第16条の原状回復又は損害賠償の義務を履行しないとき。

(4) その他国際交流会館の管理運営上著しく支障があると認めるとき。

2 総長は、入居者に対し退去を命ずる場合は、委員会の議を経なければならない。

（事務）

第19条 国際交流会館の事務は、国際部国際企画課及び留学課において処理する。

（雑則）

第20条 この規則に定めるもののほか、国際交流会館の管理運営に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第249号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第59号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第78号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第10号）

- 1 この規則は、平成24年8月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成24年8月5日に福岡国際交流会館に入居し、平成24年8月6日以降も引き続き入居している者については、第9条第1項の規定により入居を許可されたものとみなす。
 - 附 則（平成25年度九大規則第154号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第56号）
この規則は、平成26年9月24日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第18号）
この規則は、平成27年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第84号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成29年度九大規則第92号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成30年度九大規則第46号）
この規則は、平成30年12月1日から施行する。
 - 附 則（令和2年度九大規則第76号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和3年度九大規則第29号）
この規則は、令和3年5月1日から施行する。
 - 附 則（令和3年度九大規則第61号）
この規則は、令和4年3月1日から施行する。
 - 附 則（令和5年度九大規則第26号）
この規則は、令和6年3月1日から施行する。